

中学校給食センター整備運営事業
設計・工事監理業務委託契約書（案）

業務番号 第 号

業 務 名	中学校給食センター整備運営事業設計・工事監理業務										
業 務 場 所	和歌山県和歌山市西浜 1660 番 401										
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで うち、設計業務： 年 月 日から 年 月 日まで 工事監理業務： 年 月 日から 年 月 日まで										
契 約 金 額	<table border="1" style="margin: 0 auto;"><tr><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td></tr></table> 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)										
契 約 金 額 の 内 訳	設計業務対価 ¥ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円) 工事監理業務対価 ¥ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)										
契 約 保 証 金											
前 払 金	有										
部 分 払	有										
建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項	別紙のとおり										
そ の 他											

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、発注者及び受注者を代表して●●【代表者】が各自 1 通を保有し、●●【代表者】以外の受注者はその写しを保有する。

令和●年●月●日

発注者 和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

受注者
【設計共同体名】

代表者 【住所】
【企業名】
【代表者職氏名】

構成員 【住所】
【企業名】
【代表者職氏名】

構成員 【住所】
【企業名】
【代表者職氏名】

目次

第1条(総則)	1
第2条(指示等及び協議の書面主義)	1
第3条(業務工程表の提出)	1
第4条(契約の保証)	2
第5条(権利義務の譲渡等の禁止)	2
第6条(秘密の保持等)	3
第7条(著作権の譲渡)	3
第8条(著作者人格権の制限)	3
第9条(受注者の利用)	3
第10条(著作権の侵害の防止)	3
第11条(一括再委任等の禁止)	3
第12条(特許権等の使用)	4
第12条の2(意匠の実施の承諾等)	4
第13条(調査職員)	4
第14条(業務責任者)	4
第15条(業務責任者等に対する措置請求)	5
第16条(履行報告)	5
第17条(貸与品)	5
第18条(要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)	5
第19条(条件変更等)	6
第20条(要求水準書等の変更)	6
第21条(業務の中止)	6
第22条(業務に係る受注者の提案)	6
第23条(著しく短い履行期間の禁止)	7
第24条(受注者の請求による履行期間の延長)	7
第25条(発注者の請求による履行期間の短縮等)	7
第26条(履行期間の変更方法)	7
第27条(契約金額の変更方法等)	7
第28条(臨機の措置)	7
第29条(一般的損害)	8
第30条(第三者に及ぼした損害)	8
第31条(不可抗力による損害)	8
第32条(契約金額の変更に代える要求水準書等の変更)	9
第33条(設計成果物の検査)	9
第34条(検査及び引渡し)	10
第35条(契約金の支払)	10
第36条(引渡し前における成果物の使用)	10
第37条(前金払)	10
第38条(保証契約の変更)	11
第39条(前払金の使途)	11
第39条の2(部分払)	11
第40条(部分引渡し)	12
第41条(第三者による契約金の受領)	13
第42条(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)	13

第43条(契約不適合責任).....	13
第43条の2(提案書類に係る内容の履行).....	13
第44条(発注者の任意解除権).....	13
第45条(発注者の催告による解除権).....	14
第46条(発注者の催告によらない解除権).....	14
第47条(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限).....	15
第48条(受注者の催告による解除権).....	15
第49条(受注者の催告によらない解除権).....	15
第50条(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限).....	15
第51条(解除の効果).....	15
第52条(解除に伴う措置).....	16
第53条(発注者の損害賠償請求等).....	16
第54条(受注者の損害賠償請求等).....	17
第55条(契約不適合責任期間等).....	17
第56条(保険).....	18
第57条(賠償金等の徴収).....	18
第58条(契約外の事項).....	18
第59条(債務負担行為に係る契約の特則).....	18
第60条第60条(債務負担行為に係る契約の前金払の特則).....	18
第61条(債務負担行為に係る契約の部分払の特則).....	19

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)の規定及び要求水準書等(中学校給食センター整備運営事業の公募型プロポーザルにおいて公表した募集要項、要求水準書、その他資料及びこれらに関する質問回答書をいう。以下同じ。)及び提案書類(受注者が手続において発注者に提出した提案書、発注者からの質疑に対する回答その他受注者が契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。)に基づき、かつ、法令を遵守し、この契約(この契約書及び要求水準書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 受注者は、頭書記載の業務(以下「業務」という。)を頭書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、この契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者はその契約金を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の設計業務の技術上の管理を行う管理技術者(以下「設計業務責任者」という。)若しくは工事監理業務の技術上の管理を行う管理技術者(以下「工事監理業務責任者」といい、設計業務責任者及び工事監理業務責任者を総称して又は個別に「業務責任者」という。)に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い、業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは要求水準書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とする。
- 6 受注者が設計共同体を結成している場合、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(次項において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項の指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約の締結後14日以内に要求水準書等に基づいて設計業務に係る業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、第33条に基づく設計成果物(建築実施設計図書に限る)の検査に合格した後14日以内に要求水準書等に基づいて工事監理業務に係る業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
 - 3 発注者は、必要があると認めるときは、第1項の業務工程表又は前項の業務計画書を受理した日
-

から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

- 4 この契約書の規定により履行期間又は要求水準書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表又は業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約の締結後」、第2項中「第33条に基づく設計成果物（建築実施設計図書に限る）の検査に合格した後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前3項の規定を適用する。
- 5 業務工程表及び業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約の債務の不履行から生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。第37条及び第38条において同じ。）の保証
 - (4) この契約の債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約の債務の不履行から生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（成果物に至らない段階の物及び業務を行う上で得られた記録を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の契約金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
-

(秘密の保持等)

第6条 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（成果物に至らない段階の物及び業務を行う上で得られた記録を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の譲渡)

第7条 受注者は、成果物（成果物に至らない段階の物を含む。以下この条から第10条までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第8号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条及び第10条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）は、当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡したものとす。

(著作者人格権の制限)

第8条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。この場合、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権等を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第9条 発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は翻案することを許諾するものとする。

(著作権の侵害の防止)

第10条 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを発注者に対して保証するものとする。

- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委任等の禁止)

第11条 受注者は、業務の全部を一括して又は業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が要求水準書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が当該指図をした場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第12条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（調査職員）

第13条 発注者は、調査職員を置いたときは、その者の氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約書の規定により発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2人以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、要求水準書等に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務責任者）

第14条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者を定め、その者の氏名その他発注者が指示する事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 工事監理業務責任者は、設計業務責任者と同一の者であってはならない。

3 業務責任者は、この契約の履行に関し業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任しないで自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第15条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第11条第3項の規定により受注者から業務の一部を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品)

第17条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、貸与品が不要となったときは、遅滞なく該当貸与品を発注者に返還しなければならない。

5 受注者の故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第18条 受注者は、その履行した業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発

注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第19条 受注者は、業務を履行するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 要求水準書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は、第 2 項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第20条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等又は業務に関する指示（以下この条及び第 22 条において「要求水準書等及び指示」という。）の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等及び指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、その旨を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第22条 受注者は、要求水準書等及び指示について技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等及

び指示の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等及び指示の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により要求水準書等及び指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(著しく短い履行期間の禁止)

第23条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第24条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第25条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第26条 この契約書の規定による履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第24条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第27条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の措置をとった場合、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を履行する上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第29条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項及び第2項若しくは第3項又は第31条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（要求水準書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（要求水準書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示又は貸与品が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うについて、通常避けることができない事由により第三者に与えた損害（要求水準書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）については、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うについて、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者が負担する。

4 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第31条 成果物の引渡し前に、天災等（要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができない事由（第6項において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（第5項において「業務の出来形部分」という。）又は仮設物に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び要求水準書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

-
- 3 受注者は、前項の調査の結果、損害が確認されたときは、その損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があった場合において、当該損害の額（立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）が契約金額の 100 分の 1 に相当する額を超えるときは、その超過額に相当する額を負担しなければならない。
 - 5 前項に規定する損害の額は、次に掲げる損害について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

- (1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する契約金額に相当する額とし、当該業務の出来形部分に残存価値がある場合には、その評価額に相当する額を差し引いた額とする。

- (2) 仮設物に関する損害

損害を受けた仮設物で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該業務で償却することとしている償却費の額を差し引いた額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の 100 分の 1 に相当する額を超えるときは、その超過額」とあるのは「契約金額の 100 分の 1 に相当する額を超過する額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えて同項の規定を適用する。

(契約金額の変更に代える要求水準書等の変更)

第32条 発注者は、第 12 条、第 18 条から第 22 条まで、第 24 条、第 25 条、第 29 条、前条又は第 36 条の規定により、費用を負担すべき場合、契約金額を増額すべき場合又は損害を賠償若しくは負担すべき場合において、特別の理由があるときは、費用の負担額、契約金額の増額又は損害の賠償額若しくは負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

(設計成果物の検査)

第33条 受注者は、設計業務のうち土地造成設計、建築基本設計又は建築実施設計に係る各成果物（以下文脈に応じて個別に又は併せて「設計成果物」という。）を完了したときは、その都度、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者

に通知しなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を第1項の各設計の完了とみなす。

4 発注者が第2項及び前項に規定する検査に合格したことを理由として、受注者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、発注者が業務について、責任を負担するものではない。

(検査及び引渡し)

第34条 受注者は、この契約で定める全ての業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は検査職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補等、この契約に適合するための履行を行い発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該履行の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を適用する。

(契約金の支払)

第35条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に契約金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第36条 発注者は、第33条第3項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物（成果物に至らない段階の物を含む。第3項において同じ。）の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第37条 受注者は、保証事業会社と業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計業務対価の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

-
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、設計業務対価が著しく増額された場合において、その増額後の設計業務対価の 10 分の 3 に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。
 - 4 受注者は、設計業務対価が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計業務対価の 10 分の 4 に相当する額を超えるときは、設計業務対価が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、発注者は、当該 30 日以内に第 39 条又は第 42 条の規定による支払をしようとするときは、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
 - 5 受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに設計業務対価の増額があった場合において、増額後の設計業務対価が減額前の設計業務対価以上の額であるときは、その超過額を返還しないものとし、増額後の設計業務対価が減額前の設計業務対価未満の額であるときは、受領済みの前払金の額からその増額後の設計業務対価の 10 分の 4 に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。
 - 6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下「遅延防止法に基づく額」という。）の遅延利息の支払を請求することができる。
 - 7 前払金の額に 10,000 円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
 - 8 債務負担行為に係る契約においては、会計年度ごとに前各項の規定を適用する。ただし、前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、受注者は、当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

（保証契約の変更）

第38条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか設計業務対価が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使途）

第39条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第 39 条の 2 受注者は、業務の完了前において、業務の既履行部分に相応する契約金の額の 10 分の 9 以内の額で、次項から第 6 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。た

だし、この請求は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えない範囲で支払を請求することができる。

- (1) 1,000,000 円以上 10,000,000 円未満 1 回
- (2) 10,000,000 円以上 30,000,000 円未満 2 回
- (3) 30,000,000 円以上 50,000,000 円未満 3 回
- (4) 50,000,000 円以上 100,000,000 円未満 4 回
- (5) 100,000,000 円以上 5 回

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項に規定する確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、「第 1 項の業務の既履行部分に相応する契約金の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3 項の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の業務の既履行部分に相応する契約金の額

× (9/10 - 前払金額 / 契約金額)

- 6 部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 5 項中「業務の既履行部分に相応する契約金の額」とあるのは「業務の既履行部分に相応する契約金の額から既に部分払の対象となった業務の既履行部分に相応する契約金の額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第40条 発注者が要求水準書等において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第 34 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分」と、同条第 4 項及び第 35 条中「契約金」とあるのは「指定部分に係る額」と読み替えて、これらの規定を適用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、設計成果物の一部が完了し、かつ、可分な物（以下「可分部分」という。）であるときは、発注者は、当該可分部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 34 条中「業務」とあるのは「可分部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「可分部分」と、同条第 4 項及び第 35 条中「契約金」とあるのは「可分部分に係る額」と読み替えて、これらの規定を適用する。
 - 3 前 2 項の規定により適用される第 35 条第 1 項の規定により、受注者が請求することができる指定部分又は可分部分に相当する額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第 1 号中「指定部分に相応する契約金の額」及び第 2 号中「可分部分に相応する契約金の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前 2 項の規定により適用する第 35 条第 1 項の検査の結果の通知をした日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
-

(1) 指定部分に係る額

指定部分に相応する契約金の額×(1-前払金の額/契約金額)

(2) 可分部分に係る額

可分部分に相応する契約金の額×(1-前払金の額/契約金額)

(第三者による契約金の受領)

第41条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金の全部又は一部の受領を第三者に委任することができる。

2 発注者は、受注者が前項の規定により第三者を受任者とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の受任者である旨が明記されているときは、当該第三者に対して契約金の支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第42条 受注者は、発注者が第37条、第39条の2の規定又は第40条の規定により適用される第35条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第43条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(提案書類に係る内容の履行)

第43条の2 受注者が、提案書類に記載の提案内容を満たす業務を行わなかった場合は、契約不適合とみなす。

(発注者の任意解除権)

第44条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第46条の規定によるほか、必要があると

きは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 業務責任者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第43条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を破棄した上で再び業務を行わなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。
- (10) 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、

受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47条 第 45 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第48条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 20 条の規定により要求水準書等を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 21 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 第 48 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第51条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 40 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格し

た部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金の額（以下この条及び次条において「既履行部分契約金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約金は、発注者と受注者とが協議して定める。

（解除に伴う措置）

第52条 この契約が業務の完了前に解除された場合において第 37 条の規定による前払金の支払があったときは、受注者は、第 45 条、第 46 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、遅延防止法に基づく額の利息を付した額を、第 44 条、第 48 条又は第 49 条の規定による解除にあつては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 37 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分契約金から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 45 条、第 46 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延防止法に基づく額の利息を付した額を、第 44 条、第 48 条又は第 49 条の規定による解除にあつては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 45 条、第 46 条又は次条第 3 項によるときは発注者が定め、第 44 条、第 48 条又は第 49 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第 45 条又は第 46 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 45 条又は第 46 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

-
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延防止法に基づき計算した額とする。
 - 6 第2項の場合（第46条第9号及び第11号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（受注者の損害賠償請求等）

第54条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第35条第2項（第40条において準用する場合を含む。）の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延防止法に基づく額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第55条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第34条第3項又は第4項（第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
-

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をする事はできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が要求水準書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をする事ができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第56条 受注者は、要求水準書等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第57条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金の支払の日まで遅延防止法に基づく額で計算した遅延賠償金の額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延防止法に基づく額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第58条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第59条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及びそれに対応する出来形高は次のとおりとする。

(1) 支払限度額

令和 6 年度 円（令和 5 年度分を含む）

令和 7 年度 円

(2) 出来高予定額

令和 6 年度 円（令和 5 年度分を含む）

令和 7 年度 円

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第60条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第 37 条中「業務完了の時期」とあるのは「業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第 38 条中「設計業務対価」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 39 条の 2 第 1 項の契約金の額（以下この条及び次条において「契約金の額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超

過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 第 1 項の場合において、前会計年度末における契約金の額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約金の額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、前会計年度末における契約金の額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 38 条第 3 項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第61条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における契約金の額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 39 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 契約金の額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {契約金の額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(別紙)

建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

作成する設計図書の種類	
-------------	--

設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：	
【資格】： () 建築士 【登録番号】：	
【氏名】：	
【資格】： () 建築士 【登録番号】：	
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	
【氏名】：	
【資格】： () 設備士 【登録番号】：	
() 建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分 (一級、二級、木造)	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)